

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

松の内も過ぎましたが、新年おめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、新年も 弁護士 伊山正和 による**注意指導のセオリー**からまいりましょう。音読推奨です。

①「いつか気づいてくれるはず」の「いつか」は「いつまでも」訪れません。

②「口頭注意」は「証拠」にならないので「書面」での注意と指導が必要不可欠です。

無料の**注意指導書のひな形**はこちらです。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=${CONTACTID}$)

**このメルマガは転送大歓迎です！**

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

#### <目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

---

【1】皆様への情報提供

---

#### ★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2023年2月15日（水）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：**これも著作権侵害！？～弁護士が教える著作権侵害の実例と対処のポイント～**

担当：弁護士・弁理士 拾井美香

自信をもって著作権の取り扱いができていますか？弁護士と弁理士の両方の資格を持つ専門家が、実例を交えながら対処のポイントを解説します。

セミナー参加特典として、アンケート回答してくださった企業様には、無料で著作権に関するワンポイントアドバイスを実施させていただきます。

[https://kyotosogo-law.com/post-4585/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4585/?zc_cid=${CONTACTID})

【2023年2月21日（火）15時～16時30分・リアル】

テーマ：改正労基法編 ～残業代割増率引き上げに対する具体的対処～

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=${CONTACTID})

【2023年4月20日（木）15時～16時30分・リアル】

テーマ：労働問題総論編 ～問題社員、残業代請求、ハラスメント対応等の対応実務～

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=${CONTACTID})

## ◆労務◆

【勤務中のネットサーフィン】

派遣先の大学で、勤務中に業務と無関係なサイトを114時間閲覧した名古屋市職員が停職1か月及び降格の処分を受けました。7時間44分の超過勤務手当も支給していたようです。

勤務中のネットサーフィンは職務専念義務との関係が問題となります。形式には義務違反であっても、直ちに懲戒処分相当となるわけではなく、業務に及ぼした影響等を総合的に考慮することになります。

従業員に対する懲戒処分をご検討される場合、↓の記事を一読いただくことをおすすめします。

【従業員の懲戒処分には紛争のリスクがたくさん隠れています】

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=830?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=830?zc_cid=${CONTACTID}$)

#### 【弁護士リチャードソンのツイート】

ツイッターで有益な労務情報を発信している「弁護士リチャードソン」。

実は、当事務所の 弁護士 伊山正和 です。フォローしていない方は、ぜひフォローを！

[https://twitter.com/search?q=%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%83%AA%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%BD%E3%83%B3&src=typed\\_query?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://twitter.com/search?q=%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%83%AA%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%BD%E3%83%B3&src=typed_query?zc_cid=${CONTACTID}$)

せっかくですので、最近の要注意裁判例を 140 文字でピリッと紹介しているツイートを3つご紹介します。

#### <内定不成立に関するツイート>

「内定」ってどこで成立するのか、わりと問題でして。「働いてくれるんだったらこんな条件で」って説明があって、遠くから新幹線で職場見学に来てもらっても OK としてて、入社調整もしてたけど、本人から「働きます」って話しが出てなかったのが、内定不成立とした例がありました(大阪地判 R4.6.17)。

#### <補足ツイート>

お互いの「合意」がないといかんで、会社が働いてもらう気満々でも、何か「働きます」っていう意思表示だと受け取れる振る舞いがないとねー、ということですね。たとえば入社誓約書提出などは、かなり大きな目印となるわけです。

#### <管理監督者に関するツイート>

管理監督者(労基法 41 条 2 号)は越えられない壁だと言いつらしている小動物ですが、①本社営業部長、②上は役員しかいない、③営業部の売上目標設定権限、④バカンスを兼ねた重役旅行参加、⑤労働時間に一定の裁量、⑥ふさわしい待遇有、ということで該当性を認めた例が出てたようです(大阪地判 R4.8.29)。

#### <補足ツイート>

「だってこの人より偉い人、他にいないじゃん」って言っても、大抵通用しないので、ふさわしい待遇がどの程度だったのかがポイントだったのかと。手元の速報ではそこんところがわかんないので、床を転げ回りたい気持ちです。

#### <賞与に関するツイート>

賞与は法律上当然に支払義務があるわけじゃなくて制度設計あつてのものゆえ、支給日在籍要件も原則有効ですが、急に亡くなってしまった人に「在籍していないから賞与ないよ」ってのは、あまりに気の毒でしょうという判断(松山地判 R4.11.2)、実務的には「そうでしょうとも」のレベルかと存じますです。

<補足ツイート>

従業員に責任がなくて、退職日も選べないし予測もできないという点で、整理解雇も同じように考えるわけですが(東京地判 H24.4.10)、普通解雇の場合は「君にも責任あるでしょうよ」となりがちかと(東京地判平 8.9.27)。

#### ◆知的財産◆

##### 【事務所を退所したビジュアル系バンドに対する活動制限の可否】

ビジュアル系バンドが、所属していた事務所を退所し、退所前と同じバンド名で活動しようとしていたところ、退所前の事務所から、バンド名の使用禁止や退所後6か月間の活動禁止を求められたため、裁判となっていました。

2022年12月26日、知財高裁が、

- ・バンド名のパブリシティ権や氏名表示権はバンドに所属する
  - ・2010年に所属してから9年が経過し、契約が複数回更新されていること等から、退所後6か月間の活動禁止は公序良俗に反して無効
- 旨判断し、退所前の事務所に約400万円の損害賠償を命じました。

##### 【改正意匠法に基づく意匠登録出願の動向】

令和2年4月1日の改正意匠法により、新たに画像、建築物、内装の意匠を保護できるようになり、関連意匠制度の拡充により、本意匠の意匠公報発行後（基礎意匠の出願から10年を経過する日前まで）も関連意匠の出願が可能となりました。

特許庁が、出願件数・登録件数を公表しましたので、ご紹介します。画像は1989件の登録がなされています。

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/document/isyuu\\_kaisei\\_2019/shutsugan-jokyo.pdf?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/document/isyuu_kaisei_2019/shutsugan-jokyo.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

#### ◆広告規制◆

##### 【No.1表示に対する措置命令（優良誤認表示）】

オンライン家庭教師を営む会社が、自社のウェブサイトで、「オンライン家庭教師で利用者満足度 No.1 に選ばれました!」「第1位オンライン家庭教師 利用者満足度」などと表示していた点について、消費者庁が、優良誤認表示にあたるとして措置命令を発しました。

職業柄、巷にあふれる No.1 表示を見ると、これは公正取引委員会のガイドラインを満たしているのだろうかと気になります。ガイドラインでは、

- ① No.1 表示の内容が客観的な調査に基づいていること
- ② 調査結果を正確かつ適正に引用していること

の両方を満たす必要があります。

本件では、実際にオンライン個別学習指導を利用したことがあるかを確認することなく調査を実施したということがひっかかったようです。

消費者庁は調査の方法もしっかり見えています。広告制作時はリーガル面のチェックを欠かさないようしてください。

#### 【ステルスマーケティング】

消費者庁においてステルスマーケティングに関する検討会が重ねられています。報告書に対するパブコメも実施され、意見に対する考え方も示されています。

消費者庁は、2023年夏頃に、景品表示法に基づく告示の不当表示に「事業者による商品・サービスの表示であることを消費者が判別するのが困難であるもの」を追加するようです。

これにより、たとえば、ECサイトの出店事業者がインフルエンサーや顧客等に依頼してレビューを書いてもらった場合等が規制対象となります。他社の悪口も規制対象となるようです。

また、事業者が投稿者に依頼していなくても、自主的な意思と客観的に認められない関係がある場合には規制対象となるようです。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_005/031493.html?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_005/031493.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

#### 【医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（案）】

厚生労働省で開催されている「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」において、「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（案）」が示されました。

美容や健康食品等を取り扱っておられる事業者の皆様にとって大きな関心があると思われる体験談や口コミ、ビフォーアフター写真等について、アウトの事例と改善例が紹介されています。

この解説書は大変有益ですので、ぜひお読みいただき、不安を感じたら迷わずご相談ください。

[https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001036051.pdf?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001036051.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

## ◆事業再生◆

### 【経営者保証ガイドラインの活用実績】

金融庁は、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくための様々な取り組みを行っています。今般、民間金融機関における経営者保証ガイドラインの活用実績（2022年4月～2022年9月末までの実績）が公表されました。

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、2017年度の16.5%から2022年度上期は33.1%へと倍増しました。

代表者交代時の保証徴求割合も、2017年度では36.9%あった二重徴求の割合が、2022年度上期では3.5%へと激減しました。

[https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221227-2.html?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221227-2.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

当事務所でも、企業の経営破綻時に代表者が破産を回避するため、経営者保証ガイドラインを積極的に活用しています。

### 【ゼロゼロ融資の弥縫策】

コロナ対策として導入されたいわゆるゼロゼロ融資の返済が今年から始まります。とりあえず借りておこうということで借りた企業も多いですし、借りるといつの間にか無くなってしまふのがお金です。「コロナ融資の返済が始まれば終わりだ…」と悩み始めているお声も聞こえます。

ゼロゼロ融資自体がコロナによる倒産回避のために始まった融資制度ですので、返済期限が近づいたら出口戦略（解決策ではないので、結局は弥縫策に過ぎないわけですが）が示されると思っていましたが、予想どおり、1/10からコロナ借換保証が始まりました。

朝ドラの「舞いあがれ！」でも窮境を乗り越え、希望の持てる展開が描かれています。飛躍のため、まずは生き延びましょう。

我々も、このような施策や経営者保証ガイドラインを駆使し、皆様の再生に尽力します。

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikae.html?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikae.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc\\_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=$[CONTACTID])

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

[https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/?zc\\_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/?zc_cid=$[CONTACTID])

### 【ハラスメント相談窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント相談外部窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc\\_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=$[CONTACTID])

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc\\_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=$[CONTACTID])

### 【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ①クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
  - ②担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
  - ③研修の実施
  - ④クレーム直接対応
- を行います。

「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID})

#### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID})

---

### 【3】セミナー情報

---

【2023年2月15日（水）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：これも著作権侵害！？～弁護士が教える著作権侵害の実例と対処のポイント～

担当：弁護士・弁理士 拾井美香

自信をもって著作権の取り扱いができていますか？弁護士と弁理士の両方の資格を持つ専門家が、実例を交えながら対処のポイントを解説します。

セミナー参加特典として、アンケート回答してくださった企業様には、無料で著作権に関するワンポイントアドバイスを実施させていただきます。

[https://kyotosogo-law.com/post-4585/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4585/?zc_cid=${CONTACTID})

【2023年2月21日（火）15時～16時30分・リアル】



テーマ：改正労基法編 ～残業代割増率引き上げに対する具体的対処～

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【2023年4月20日（木）15時～16時30分・リアル】

テーマ：労働問題総論編 ～問題社員、残業代請求、ハラスメント対応等の対応実務～

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=${CONTACTID}$)

---

#### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.14 を発行しました。

- 特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

[https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=${CONTACTID}$)

---

#### 【5】編集後記

---

2023年1月号、いかがでしたか？

2023年は卯年。

飛躍・跳躍・向上の縁起の良い年、新たな挑戦に最適な年です。

Googleで「うさぎ年」を検索すると、うさぎの絵柄の花火が上がり、かわいいですね。

年末年始、いつものオーディブルで犬飼ターボ氏の著書を聞きました。

そこに「人生は思い通りにしかならない」という言葉が紹介されていました。

思わなければ道は拓けない、思えば拓くと理解しました。

実践方法は、自分の夢や目標を書き出し、毎日音読すること。

그레이シー一族との戦いで一世を風靡したプロレスラーの桜庭和志氏の T シャツを、学友達と喜んで着ていた自分を思い出しました。そこには「Where there's a will」と書かれていました。かつての自分を思い出しながら、夢や目標を再確認し、実践する一年にします。

ところで、ベトナムにも干支があり、2023 年は猫年になるようです。

ベトナムから届いた写真を見ると、猫のオブジェが街中に溢れていて楽しい雰囲気でした。

ベトナムの干支は、子・水牛・寅・猫・辰・巳・午・山羊・申・酉・戌・豚のようです。

気になったので、Google 検索してみたところ、なぜ猫なのかは諸説あるようですが、チベットやタイも卵の代わりに猫が入っているようです。

オフシーズンの阪神タイガースは、アレに向けて猛特訓してください！

2022 年のベストナインを獲得した中野拓夢内野手を二塁にコンバートする大改革。キャンペーンが待ち遠しいですね。

藤浪晋太郎投手は、無事、オークランド・アスレティックスへの入団が決まって良かったです。大活躍を願っています！

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID}$)

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID}$)

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)